

議事録

日時：令和8年3月10日（火曜日）14時00分～15時15分

場所：オンライン開催

議題：

- 1 「液化石油ガス安全高度化計画2030」の改訂について【審議】
- 2 各種運用の見直し等について【審議・報告】
- 3 2025年度立入検査の実施状況及び2026年度立入検査の重点事項について【報告】

議事内容：

○石津ガス安全室長 ガス安全室の石津でございます。

定刻となりましたので、ただいまから、第21回産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会液化石油ガス小委員会を開催いたします。

本日は、WEB会議を用いて実施しておりますので、オンラインの参加の方は、カメラと音声については、発言時以外はオフにさせていただきますようお願いいたします。また、御発言の際は、マイク・カメラをONにいただき、御発言をお願いいたします。

今回も、委員の皆様にはオンラインで御参加いただいておりますが、大谷委員長には会議室にお越しいただいております。

なお、議事の公開ですが、本小委員会はYouTubeのmetichannelで放送されておりますので、御承知おきをお願いいたします。

それでは、開催に当たりまして、事務局を代表して、大臣官房技術総括・保安審議官の湯本から挨拶をさせていただきます。

○湯本大臣官房総括・保安審議官 皆さん、こんにちは。技術総括・保安審議官の湯本でございます。

委員の皆様におかれましては、日頃よりLPガスの保安行政に関しまして、御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

また、本日は、お忙しい中、本小委員会に御出席いただきましてありがとうございます。

本日の小委員会ですけれども、本小委員会で御議論いただく「液化石油ガス安全高度化計画2030」は、5年前まで実施しておりました保安対策指針に代わり、国からの要請ではなく、関係者の皆様が主な役割を果たすということによりまして、死亡事故ゼロを目指すという目標を掲げて開始された取組です。

昨年12月に開催いたしました前回の小委員会では、この「液化石油ガス安全高度化計画2030」の中間評価及び見直しに関する御議論をいただきました。その中では、関係者皆様の御努力によりまして、液化石油ガスの事故については減少してきているということを踏まえつつ、スマート保安や新技術の導入など環境変化に対応した取組の強化が求められているといった指摘もあったところでございます。本日は、前回いただいた御意見を踏まえつつ、現在、安全高度化指標を上回っております質量販売、他工事、業務用の3つの人身事故に焦点を当てた対策の強化を図る内容として、「液化石油ガス安全高度化計画2030」の改訂案を御提示させていただいております。さらなる安全高度化に向けた計画となりますよう、御議論をいただければ幸いです。さらに、現行の各種運用の見直し等の議題についても御審議いただく予定としております。

ぜひとも忌憚のない御意見、活発な御議論をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○石津ガス安全室長　それではまず、事務局より会議定足数の報告、議事の扱い等について説明いたします。

本日の会議は、過半数以上の委員に御出席いただいております。定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

なお、横山委員におかれましては、所用により御欠席とのことで、代理にて、茨城県防災・危機管理部消防安全課産業保安室、齋藤室長に御参加をいただいております。

また、会議終了後ですが、議事録は委員の皆様に御確認いただいた後、ウェブサイトにて公開することを予定しております。

それでは、ここから議事の進行につきましては大谷委員長をお願いいたします。

○大谷委員長　それでは、以下、議事進行させていただきます。最初に一言御挨拶させていただきます。

御承知のように、現在、世界情勢的には、エネルギー供給が非常に不安定な形になっています。不確実性が大きくなるということがそもそもリスクが大きくなっているということで、供給リスクが大きくなっているのですけれども、供給が不安定になると、保安という意味でもリスクが大きく、不確実性が大きくなってくると理解しております。

より一層安全なL Pガス等の供給ができるように、皆様の御協力が非常に大事になると思いますので、本日もこの会議においてぜひ御議論いただきまして、日本における供給の安全性が保てるよう、ぜひ御協力いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

す。

早速ですが、本日の議題4件でございますけれども、まず議題（1）「液化石油ガス安全高度化計画2030の改訂について」ということで、事務局から資料1-1及び資料1-2に基づき説明をお願いいたします。

○石津ガス安全室長 では、資料1-1に基づき御説明いたします。「液化石油ガス安全高度化計画2030」の改訂についてです。

まず、目次でございますが、見直しについての前回の振り返りをさせていただいた後、この改訂案について御説明させていただきます。

次をお願いいたします。前回の振り返りでございます。「液化石油ガス安全高度化計画2030」について、改めてこちらに載せております。

次をお願いいたします。「液化石油ガス安全高度化計画2030」の改訂スケジュールは、前回もお示ししておりますが、今回は改訂案についての議論になります。こちらの議論で御意見をいただきまして、その御意見を踏まえ改訂をし、4月頃の公表を予定しているところでございます。

次をお願いいたします。「液化石油ガス法に係るガス事故発生件数の推移」でございます。2025年を追加しております。横ばいではありますが、2025年は現在の速報値で277件となりますので、横ばいの推移の数字を140件から260件としていたところを280件と修正させていただいているところでございます。

次をお願いいたします。死傷者数については、死者は引き続きゼロ、負傷者数は、2025年は35人となっております。

次をお願いいたします。重大事故について、2025年も0件でありましたので、計画期間内における重大事故の発生件数は年平均0.2件となっております。これは計画以前よりも減少している状況でございます。

次をお願いします。「事故発生状況と安全高度化指標との比較」でございます。死亡事故と人身事故に分けておりますが、これまでは、人身事故は負傷事故と記載しておりましたが、計画の中でも人身事故と2つの記載がございましたので、人身事故に統一させていただいております。

まず、全体で死亡事故及び人身事故について、死亡事故は安全高度化指標を下回っております。人身事故は、2024年までの結果では、24.5件とぎりぎり指標を下回っておりましたが、2025年に25件を上回ったことから、平均値が25.2件と安全高度化指標を少し上回る

結果となっております。

死亡事故については1件の発生ですので、②の起因者別でその他、③の場所別で住宅での発生というところに数字が入っておりますが、ほぼ指標と同じ0.2件ということになっております。

人身事故の傾向については前回のもので変わりはない状況でございますが、①販売形態別の質量販売につきましては4.75から4.8に少し上昇しております。②の起因者別での消費者については16件から16.8件、その他につきましては5.75から5.8へ、③場所別で、業務用施設に関しましては13.25から14.2と発生が少し上回ってきている状況でございます。指標の値についての上回った場所というのは前回と変わりはありません。

次お願いいたします。以上の結果を踏まえたアクションプランの見直しの全体像でございますが、前回、ガス警報器工業会さんから御指摘がありました人身事故のうち指標を上回る項目が、起因者別ではその他だけではなく、消費者も入っているということで、資料の修正をし、消費者を追加させていただき、消費者及びその他起因としております。ここで、消費者起因の事故は相当数が業務用施設で発生しているため、消費者起因の事故対策は業務用施設に包含する形で整理をさせていただいております。

見直しの方向性については、質量販売、他工事、業務用施設と変更はない状況となっております。

次お願いいたします。11ページからは前回の意見をまとめております。まず、質量販売における事故についての御意見です。近年の災害リスクの高まりや多様な担い手の増加を踏まえ、質量販売に関する講習・広報の在り方については、実技講習の充実や情報発信の多様化等により幅広い層に届く仕組みづくりが必要との意見が示されております。

次お願いいたします。他工事事故に関する御意見といたしましては、ガス安全に関する周知・広報については、利用者層の多様化を踏まえ、SNSと従来の媒体を組み合わせた多面的な情報提供を強化する必要性が指摘されました。

事件事例の紹介に偏らず、安全対策の効果やヒヤリ・ハット事例の活用、高齢者や外国人を含む幅広い層へのアクセシビリティ確保など実用性の高い広報手法を継続的に発展させるべきとの意見が示されております。

次お願いします。業務用施設等における事故対策（CO中毒を含む）でございます。ガス安全に関する周知・広報については、利用者層の多様化を踏まえ、SNSと従来媒体を組み合わせた多面的な情報提供を強化する必要性が指摘されました。こちらは先ほどの他

工事と同様でございます。

この事故事例の紹介に偏らずといった部分も同じような意見が出ているところがございます。広報についての多様化について、御意見としていただいたところがございます。

次お願いいたします。その他でございますが、事故件数が底打ちする中で、今後の保安水準を維持するのか低減を図るのかという方向性を踏まえつつ、既存の合理的な分類体系を基盤に、スマート保安や新技術の導入など、環境変化に対応した取組の強化が求められているとの指摘がございました。

予期せぬ事象への備えや地域防災人材との連携、多様な主体を巻き込んだ保安活動の深化により、今後10年の不確実性に対応し得る柔軟かつ実効的な体制整備が必要との御意見が示されております。

これらの意見を踏まえまして、次に本文の改訂案について御説明します。

次お願いいたします。こちらのページでは概要をまとめております。本改訂におきましては、感染症対策の位置づけの見直し、質量販売に係る事故防止対策の整理、CO中毒防止に向けた動画共有サービスの活用、質量販売緊急時対応講習の周知の拡充及び実技導入検討、他工事事故対策強化と高度化目標の着実な達成に向けた内容を反映いたしました。主なポイントは下を書いてある6点になります。

まず、改訂ポイント①ですが、第1章、2030年までの期間において想定される環境変化での感染症対策の位置づけの変更でございます。計画策定当初には新型コロナウイルス感染症が蔓延していたこともあり、⑤として感染症対策を重点項目として位置づけておりました。新型コロナウイルス感染症の位置づけが新型インフルエンザ等感染症、いわゆる2類相当から5類感染症へ変更になったことを踏まえ、今般の改訂以降、重点項目としては位置づけないことといたしました。

改訂ポイント2つ目ですが、第2章、アクションプランにおける質量販売に係る事故防止対策の位置づけの見直しです。これまで高度化計画のアクションプランでは、質量販売に係る事故防止対策は、販売事業者起因事故対策の中にのみ位置づけられておりました。一方、質量販売に関する国の制度整備や周知の取組は、消費者起因事故防止を目的とするものであるため、消費者起因事故対策の欄に新たに質量販売に係る事故防止対策を追加いたしました。

改訂ポイント3つ目は、第3章、CO中毒事故防止対策として動画共有サービスの活用でございます。国は、全国のLPガス事業者や業務用厨房機器を使用する一般消費者と保

安レベルの維持向上を図るため、従来から実施しているオンデマンドのeラーニングによる講習をYouTubeの動画共有サービスを活用し公開して、誰もがいつでも閲覧できる啓発環境を提供するという内容を追記しています。

改訂ポイント4つ目でございます。第3章の質量販売緊急時対応講習の周知の強化についての追記です。キャンピングカー等の利用増加を踏まえ、一般消費者の保安意識向上が重要であるため、国が質量販売の緊急時対応の重要性を広く周知し、SNS等を活用して、講習の受講促進に取り組むという内容を追記しております。

改訂ポイント5つ目でございます。質量販売緊急時対応講習における実技講習の導入の検討です。質量販売における人身事故の主な原因としては、バルブやガス栓等の誤操作、また閉め忘れなどヒューマンエラーが多い状況にあります。現在、座学中心で行われているこちらの講習につきまして、オプションによる実技講習の導入を検討するという内容を追記しております。

改訂ポイント6つ目は、他工事事務事故防止対策です。こちらは取組の強化や他省庁との連携したSNS発信の追記をしております。

更なる取組として、LPガス事業者から一般消費者等への広報・周知の継続や埋設管表示シールの活用を図るなど、新たに関係省庁や関係機関とも連携したSNSを活用した情報発信を行うといった内容を追記しているところでございます。

次お願いいたします。先ほど御説明した改訂ポイント①でございますけれども、2030年までの期間において想定される環境変化の2025年時点での状況について、前回御提示させていただきました。⑤の感染症対策については重点項目としては位置づけないとししました。その他の項目については現状の状況を追記することにしております。

次お願いいたします。こちらが本文の改訂案でございます。第7次エネルギー基本計画の記載の追記と感染症対策の削除についての記載をしているところでございます。

次お願いいたします。①から④の変化については、こちらの記載内容について本文に追記しております。

次お願いします。高度化目標の達成に向けたアクションプランの項目でございます。(1) 事故対策でございます。これまで高度化計画のアクションプランでは質量販売に係る事故防止対策が販売事業者起因となっておりますけれども、質量販売の事故の原因が消費者起因であることから、消費者起因の事故防止の目的とするための消費者起因事故防止対策の欄に新しく、質量販売に係る事故防止対策強化を追加することとしております。

主体は、国、都道府県、指定都市、第三者機関、LPガス事業者としております。その他の項目についても、それぞれ強化していくものについては「強化」などの文言を追加しております。

業務用換気警報器、CO警報器の設置促進の主体に国が入っておりませんでしたので、これを追記しております。引き続き普及啓発活動を実施していきます。また、計画制定時は都道府県のみでしたが、政省令改正を行い、2023年4月より、指定都市に液石法の都道府県の事務及び権限の委譲を行っておりますので、実施主体に指定都市を追加しております。

他工事対策については、前回の発表により第三者機関から御協力いただけるとの御発言をいただきましたので、第三者機関を追記しております。

次お願いいたします。改訂ポイント③でございます。CO中毒事故防止対策です。業務用施設等に対する安全意識向上のための周知啓発活動の強化でございます。一般消費者に起因する人身事故の2021年から2024年の年平均が16件ございました。2016年から2020年の年平均15.4件と比較しても増加しており、また、使用場所が、飲食店が最も多く、一般家庭より業務用厨房での比率が高くなっている状況です。

なお、業務用施設での人身事故の使用場所についても同様に、飲食店が33件と最も多い状況でございます。

このような状況を踏まえ、飲食店向けにリーフレット等を用いた広報や関係省庁、関係業界への協力要請、LPガス販売事業者等への教育機会の提供を行っているところでございますが、さらに国として保安レベル向上のため、従来のeラーニング講習をYouTubeで公開し、誰もが随時閲覧できる啓発環境を提供する点を追記しております。

次お願いいたします。本文についても、赤字の部分のような記載をして追記しております。

次お願いいたします。ガス漏えいによる爆発または火災事故防止対策でございます。まず、質量販売に係る事故防止対策の強化でございます。質量販売での人身事故件数の2021～2024年の年平均が4.75件、こちらは2016～2020年の年平均の3.4件と比較して増加しており、また、使用場所についてはキッチンカーが7件と最も多い状況でございます。

こうした状況を踏まえまして、質量販売されたLPガスを安全に使用するための動画やリーフレットを作成し、経済産業省のウェブサイト等で広報を実施、また、2022年には保安業務告示及び通達の一部改正を実施し、消費者自身が緊急時に必要な措置を自ら行うこ

とが可能となるよう講習制度を構築したところでございます。

本講習の周知の強化及び実技講習の導入の検討の件を追記しております。

次お願いします。記載の改訂内容は、24ページにございますとおり、質量販売の項目を追加しております。質量販売の緊急時対応講習については、液化石油ガス安全高度化計画2030制定後にできた制度でございますので、制度の制定や能登半島地震でのキャンピングカー、キッチンカーの利用などでの活用を契機とした災害対策車両制度の運用開始なども含めた記載となっております。

次お願いいたします。その他事故防止対策です。他工事事故の防止対策です。他工事事故発生件数は、2021～2024年の年平均66.5件、これは2016～2020年の年平均48.6件と比較して増加しており、起因者別の割合においても32%と最も多い状況となっております。

こういった状況を踏まえ、他工事事故防止のため、一般消費者、建設工事事業者等向けにリーフレットを用いた広報、関係省庁、関係業界での協力要請、LPガス販売事業者等への教育を毎年度実施しているところでございます。

こちらの取組の強化や関係省庁と連携したSNSの発信などの提案を追記してございます。

次お願いいたします。本文への追記としては、更なる強化として、LPガス事業者から一般消費者等への広報、周知の継続や埋設管表示シールの活用、国は新たに関係省庁、関係機関とも連携したSNSを活用した情報発信を行うといった内容を追記してございます。

資料1-1についての説明は以上となります。

資料1-2の「液化石油ガス安全高度化計画2030」の本文でございますが、こちらの改訂内容は資料にて示しておりますので、本文の説明は割愛させていただきます。改訂部分分かるように赤字で追記しておりますので、御確認いただければと存じます。

私からの説明は以上となります。

○大谷委員長　ありがとうございます。本件、「液化石油ガス安全高度化2030」の改訂につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。なお、御質問への回答につきましては、議題ごとに最後にまとめて行う形とさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、御意見、御質問ありましたらどうぞよろしく願いいたします。

まず、加藤委員から御意見、御発言があるようですので、よろしく願いいたします。

○加藤委員　高圧ガス保安協会の加藤です。

御指名ありがとうございます。冒頭で僭越ですが、一言コメントを申し上げたいと思います。

只今、御説明があった液化石油ガス安全高度化計画2030の改訂についてですが、これは前回からの議論を踏まえた内容であり賛同いたします。その上で、私から前回コメントしました時代の変化への対応という観点で、改めて、補完的に少し申し述べさせていただければと思います。

御案内のとおり、先月の10日、落雪の影響で、青森県内で重傷者2名を含む爆発火災事故があったことは御記憶に新しいと思います。その背景に、資料1-1の19ページにありますような様々な環境変化があることは疑いようがないことだと思いますし、また、この影響の濃淡が今後もいろいろ変わった形で出てくることが予想されるのではないかと思います。

こういう中で、事故がかなり底入れに近いような状態になってきているこの時期だからこそ、前回から申し上げていますが、エビデンスベーストポリシーの観点でしっかりとした課題の分析とソリューションの提起を不断に追求していくことが大事になってくるのではないかということです。

もちろん、個々の事象に対してしかるべく手を打つ現象の変化があるということと同時に、中長期的に出てくる変化に対して予防的にE B Pの観点から先手を打って対応していくというような基本的な姿勢を共有する意味が、こういう時期だからこそあるのではないかなと思っております。

私どもとしては、そういうことを計画の中に書いてほしいと言っているわけではありませんが、この液化石油ガス安全高度化計画2030の改訂につきましては、そういった観点が基本的には背景にあるのだということをごまかに受け止めておりますので、前回に加えまして補完的にコメントまで申し上げた次第です。ありがとうございました。

○大谷委員長　　ありがとうございました。それでは次に藤田委員、お願いいたします。

○藤田委員　　高度化計画の修正、ありがとうございました。基本的には、随分修正をしていただいて、意見を吸い上げていただけてありがたいなと思っているところです。

私も、基本的には加藤委員がおっしゃっていることと同じことを申し上げようと思っていて、周知徹底ということについてはかなりいろんな見直しをされていたり働きかけをされているようですが、何を周知するのかということについては、これは別に今高度化計画に入れてほしいということではないのですが、事故から何を学ぶかとか、どういう点につ

いて周知をしていくかということについて、本腰を入れてしっかり見つけていく必要があるのかなど。多分、もともと事故が多いものを減らしていくというよりは、徐々に、多くない事故をゼロに近づけていくという作業になっていくでしょうから、その事故をゼロに近づけていくために一体どういうことができるのかという原因究明について、今後も御検討いただけたらと思っているところです。

以上です。

○大谷委員長　　ありがとうございました。それでは、笠井委員、お願いします。

○笠井委員　　皆さんがおっしゃったとおりだと思います。それで、減少傾向もかなり底打ちをずうっとしている状況でありますので、先ほど、スライド19ですか、外部環境の変化に応じて重大事故を起こさないということを前提に取り組んでいくべきだなあと考えています。

ちょっと細かいことですが、話変わるのですが、例えばYouTubeの公開ということも、長い動画なんかは若者には届かないと思いますので、ただ単にYouTubeということの中でもショート動画にして、ちょっとした待ち時間でも見られるとか、あとは若者が動画を送っている中でも出てくるような、そういった工夫も必要なのかなあと考えています。

以上です。

○大谷委員長　　ありがとうございます。それでは、次に小笠原委員、お願いします。

○小笠原委員　　御説明ありがとうございました。皆さんのおっしゃっている各委員の御意見と共通する部分もあるかと思いますが、私からも何点か、質問を兼ねてお伺いしたいことがあります。

まず、消費者起因ということで、質量販売のところ、事故は大分減っていて喜ばしいことですが、皆さんのおっしゃるように、新しい環境変化によって今まで使っていなかった方が使い始めているということで、今後、事故が起こる可能性というのを秘めているということで、キッチンカーとか、そういったことで少しずつ事故が出てきたり、今後懸念されているということで、質量販売等、力を入れていらっしゃるというのはすごく感じましたし、重要なことだなあと感じました。

そこでまず、私ども消費者側から見ると、キッチンカーというのは事業者で、キャンピングカーとか利用する一般キャンパーとかは消費者かなあと考えているので、それぞれが自分のことではないと思わないようなアプローチの仕方というのが必要なのではないかなと思ったのが1点です。

それから、確実にその利用者に届くようにという意味合いでは、販売するときチラシとかが配られているのかというのをちょっとお伺いしたかったのと、あと、事故が起らないようにという観点は非常に重要なのですけれども、もし起きた場合にはどうしたらいいかというような行動的なものも含まれているのかということがちょっと気になったので、もし含まれていないのであれば、そういったことも事故を大きくしないという観点での教育という啓発ですかね、も必要なのではないかなあと思いました。キャンピングカーを利用される方とか、災害とかでLPガスとかは非常に重要なものになっていくと思いますので、より確実に届くということが重要なあと思いました。

以上です。

○大谷委員長　　ありがとうございます。

それでは、今の時点で御発言のある方は以上のようなようです。ほかにはございませんでしょうか。

大丈夫ですかね。それでは、いただいた内容、コメントにつきまして、事務局から何か御回答ありましたらお願いいたします。

○石津ガス安全室長　事務局から回答させていただきます。

まず、KHKの加藤委員、藤田委員から事故の分析に関する御示唆をいただきました。重要な点と考えておりますので、今後、事故をしっかりと分析しながら対策につなげていくことを考えております。笠井委員からいただきました動画の活用に関する御提案でございますけれども、我々のYouTubeだけではなく、日本ガス協会さんで作成している業務用厨房での注意喚起の動画なども活用しながら、様々なコンテンツを提供していきたいと考えております。また、ショート動画といった点に関しても新しい御示唆として受け止めさせていただきます。

小笠原委員からございましたキッチンカーやキャンピングカーに対する御指摘でございますけれども、質量販売の講習というのは、キッチンカー、キャンピングカー、業務用とか一般用に限らず、質量販売の消費者に関しては皆さんに受けていただけるような講習となっております。

この講習の中では、その利用者自らが、何か起きたときに緊急時対応ができるということを目的とした講習でございますので、それぞれに対応していただくことが非常に重要と考えております。

また、販売時の対応ですけれども、LPガス事業者さんがチラシなどお渡しして、安全

性に関する点とか、あとは事故が起きたときには販売店のほうにも連絡するといったような注意事項を周知していただいているところでございます。

御説明は以上となります。

○大谷委員長　ありがとうございました。よろしいでしょうかね。

改訂内容について、基本的に大きな問題というか、指摘はなかったと思いますので、基本的には事務局案を御了承いただいたものとさせていただきたいと思います。軽微な修正等、これからあるかもしれませんけれども、それについては事務局において修正を行い、その修正内容については私に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、「液化石油ガス高度化計画2030」改訂の今後の予定につきまして、事務局から説明をお願いします。

○石津ガス安全室長　本日いただきました御意見を踏まえて、最終的に内容を確定した後公表する予定としております。

○大谷委員長　ということで、まだ多少の修正はあるかもしれませんが、何かお気づきの点がありましたら、事務局に早めに御連絡いただければ改訂に間に合うかと思えます。

それでは、次の議題に移りたいと思います。議題（２）「各種運用の見直し等について」、事務局から資料２に基づいて説明をお願いします。

○石津ガス安全室長　では、資料２に基づいて御説明いたします。

各種運用の見直しということで５点ほど御説明させていただきたいと思っております。３ページ目からになりますが、まず１点目については定期消費設備調査の見直しについてです。

次お願いいたします。液石法では、消費配管、LPガス器具や給排気設備等の調査や漏えい試験等を原則４年に１回以上実施する定期消費設備調査として義務づけられています。一方、都市ガスを対象とするガス事業法については、こちらの調査項目のうち、例えば消費機器の入口圧力測定については法令上の義務として規定されておられません。

近年、マイコンメーター等の保安機器の高度化やLPWA等を活用した遠隔監視等、保安確保に資する新技術が蓄積されつつあります。こうした技術的進展や集中監視システムの普及状況を踏まえつつ、予防保安の目的に合致する範囲で、消費機器の入口圧力測定等について調査項目の見直しを検討することとしてはどうかと思っております。

都市ガスは供給側で圧力を常時監視するとともに、技術基準により導管の機密性を確認

しているため、宅内で入口圧力をはかる必要はございませんが、LPガスは実態として圧力確認を法定で定める方法を適用している例が少ないため、定期消費設備調査で消費燃焼器出口圧力を測定する義務が課されています。

定期調査の目的は事故の芽を摘む予防保安でございます。保安機器の高度化や遠隔監視の技術の普及により調査項目の一部については合理化の余地が生じている可能性があるのではないかと考えております。こちらの検討については来年度検討を進めていくことを予定しているところでございます。

次をお願いします。こちらは参照条文になりますので、御確認ください。

次をお願いします。次に、電磁的周知の方法に関する報告でございます。

次をお願いいたします。保安の周知は液石法第27条第1項で定める保安業務の一つであり、紙媒体の配布による周知のほか、一般消費者等の承諾を得た場合に限り、以下の3類型で電磁的方法を用いた周知を行うことができるとしています。

消費者の安全意識が高まり、より詳細な情報提供や説明を求めていることから、情報収集が容易である電磁的方法を用いた周知を活用するケースが増えていますが、当該運用の中でLPガス事業者が自社ホームページに周知文書を掲載し、本ページのQRコードのみを請求書に張りつける運用が、3類型の定義に含まれるかどうかという疑問点が存在しております。電磁的方法については、法令では下の左の図のように規定されているところでございます。

次のページをお願いいたします。QRコードの方式は実質的に施行規則38条の3第1項第2号の事業者サーバーに記録された周知事項について電気通信回線を通じて閲覧させる方法と機能的には完全に一致しており、違いはアクセス方法だけであると考えております。QRコード方式は中小事業者でも導入しやすく、周知の実効性を高める点で制度目的に合致しており、LPガス事業者が自社ホームページに周知文書を掲載し、当該QRコードを請求書等に記載する方法を現行のホームページによる周知と同等の電磁的方法として認めることは合理的であると考えております。

他方、違う論点として、QRコードのみを表示する方式については、一般消費者が当該情報をLPガスの保安に関する重要な周知であると直ちに認識できないおそれがあります。このため、QRコードの傍らに、当該コードが保安情報のアクセス手段であることを明記するなど、消費者が誤認なく周知内容に到達できるよう配慮することが必要と考えており

ます。

期待される効果といたしましては、消費者の安全意識の向上と事故の防止、中小企業の事業者の負担軽減とデジタル化の促進、実態に即した効率的な周知の実現としております。

次お願いいたします。3点目でございますが、業務主任者の代理者の兼務でございます。まず、液化石油ガス販売事業者は販売所ごとに業務主任者及び業務主任者の代理者を選任する必要がありますが、過疎地域において、各販売所に業務主任者及び代理者を選任することは人手不足の観点から非常に厳しい状況となっているという声が挙がっております。

業務主任者については、一定条件で兼務を認めると法令で規定されておりますが、業務主任者の代理者の兼務については、法令での規定がない状況でございます。

業務主任者と同等の条件を満たす場合については、兼務を可能としつつ、代行可能な範囲で業務主任者よりも緩やかな条件による兼務を認める方向で検討してはどうかとしております。

右の下に検討の論点を挙げておりますが、業務主任者の代理は、主任者の不在時にその職務を代行するピンチヒッター的な役割であり、常時の保安監督責務を負うものではございません。代行中のみ主任者と同等の権限を持つという法的性質を踏まえれば、業務主任者よりも厳格な条件を課す合理性は乏しいとしております。

代行が可能な範囲において、代理者についても業務主任者より緩やかな条件で兼務を認めることは制度趣旨と整合的ではないかとしているところです。

業務主任者の代理者についても一定の条件つきで兼務を認めてはどうかということを検討したいと考えております。

11ページ、12ページには参考までに当該内容に係る条文の記載をしておりますが、説明は割愛いたします。

次に13ページです。4つ目は液化石油ガス設備士免状等のプラスチックカード化でございます。現在、紙で交付している液化石油ガス設備士の免状については、耐久性や携帯性に優れるプラスチックカードでの交付を可能とするため、免状の様式を規定している施行規則などの関係法令の改正を行うこととしているところです。

その上で、免状の交付業務を行っているKHK及び自治体と連携し、令和8年夏頃をめどに、プラスチックカードによる交付開始を目指しております。液化石油ガス法施行規則に規定する免状の様式をプラスチックカード用の様式に改正するのが今回の改正でございます。

受験願書の写真を合格後に交付する免許の写真に使用するなど、液化石油ガス法施行規則の改正を行っていく予定としております。

今後の予定としては、記載のとおり、令和8年の夏頃を目指してパブリックコメント等を行って、必要な措置を実施していく予定でございます。

次のページに他の資格証などのプラスチック化の例を示しております。他法令に関しましては順次プラスチックカード化に変更している状況でございます。

次お願いいたします。最後5点目は、令和6年能登半島地震を踏まえたLPガス災害対策マニュアルの改訂についてです。

次お願いします。令和6年度に開催された液化石油ガス小委員会において、令和6年能登半島地震への対応を通じて、被災情報等の収集体制、LPガス販売事業者とLPガス協会や行政機関との連携等に関する課題が確認されたことを受け、LPガス災害対策マニュアルの改訂を検討することを報告してございます。

令和7年度において検討を実施し、大規模自然災害が発生した場合においても情報収集・発信が可能となるよう、一部のLPガス協会において採用されているSNS等を活用した連絡手段の複線化やプッシュ型通知の利用をLPガス災害対策マニュアルに例示し、これらの導入を推進することとしております。

資料の説明は以上となります。

あと、本日、参考資料2といたしまして、「産業保安実態調査（LP分野）について」を添付してございます。昨年、この小委員会の親委員会の分科会で産業保安を巡る環境変化に伴う安全確保に向けてとして、我が国が直面する環境変化を踏まえた産業保安の課題、保安確保に向けた視点について議論いただいたところでございます。この議論を受け、中長期的な人材不足の問題や人材不足を補う保安技術の導入に関して定量的に把握するため調査を実施いたしました。

今回は参考資料としての添付になりますが、資料2で審議をお願いした定期消費設備調査の見直しや電磁的周知、業務主任者の代理者の兼務などは、2040年に向けての人材不足やスマート保安といった部分に関わるキックオフになる個別の議論となっております。

さらに、保安レベルの維持向上を目指し、今後のLP分野における課題や今後の取組の方向性の議論を継続するとともに、親委員会の分科会では他の分野も含めた形で議論をする予定としております。

私からの説明は以上となります。

○大谷委員長　　ありがとうございました。本件、各種運用見直し等についてということで、審議事項と報告事項が混ざっておりますけれども、以上、これから見直しをしたいということでございますけれども、本件について御意見、御質問等ありましたらお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

それではまず、全国LPガス協会のほうから御発言があるようですので、お願いします。

○全国LPガス協会（村田）　　ありがとうございます。全国LPガス協会専務理事の村田でございます。

まずは、先ほど審議されました「液化石油ガス安全高度化計画2030」の改訂でございますが、これにつきましては、私どもとしまして、今後の5年間しっかりと対応していきたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。私どもとして関心を持っておりました質量販売につきましても重点項目として入りましたので、大変ありがたく受け止めている次第でございます。

それから、ただいま各種運用の見直し等についてお話がございました。消費設備の調査の見直しでありますとか、電磁的周知の方法でありますとか、こういった項目につきましては、私どもとしましてかねてより要望してまいったものでございます。ということで、先ほど来御議論になっておりますように、大変人手不足が深刻化する中におきまして、その中でも適切な安全の確保、保安の確保ということを図っていく上では先進的な技術の進歩というものを利用して、効率的に業務を実施できるということが必要になってくると思っておりますので、こういった前向きな形で検討を進めていただくということは大変ありがたく思っております。今後具体的な検討に当たりまして、私ども業界とも十分御相談いただければと思っております。

それから、参考資料2の産業保安実態調査、これを見ますと、今後少子高齢化が非常に進む中で人手不足の問題というのはますます深刻化すると考えておりますので、これにつきまして、この調査の結果を受けまして具体的にどういったことを今後対応策として打っていけるのかどうかということにつきましても、我々としても非常に期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

私から以上でございます。

○大谷委員長　　ありがとうございました。それでは、順番に申し上げますけれども、まず加藤委員、お願いします。

○加藤委員　　ありがとうございます。高圧ガス保安協会の加藤でございます。

ただいまの御説明で、特に3番目と4番目に関して一言ずつ申し上げたいと思っております。

まず1点目ですが、業務主任者の代理者の選任、兼務についてであります。少子高齢化で労働人口が減っておりますので、これは今の時代環境の中でしかるべく対応すべき課題かなと思っております。そのときに、この業務主任者、あるいは代理者の責務や、業務主任者や代理者の、選任者相互の近接性をどのように考えるか、これは相互に関連する課題であります。法定責任者にどのように責務を担わせるのかといった政策意思のさらなる具体化というのがあった上で、この兼務の条件を定めて、保安体制に混乱を来さないようにしつつ、実益をいかに上げていくかということが非常に大事であると思っております。

したがって、今後の制度の具体化に当たりましては、このような観点についてぜひ包括的に議論されるということがすごく大事なことではないかなと考えておりますので、まずこの1点目の業務主任者の代理者の兼務についてのコメントとして申し上げます。

2点目ですが、免状のプラスチックカード化についてであります。これはまさに時代進化の過程の中で必要な措置と考えられるわけですので、進めていただければと強く思うところでございます。

一方で、資料2の15ページにいろいろ資格証のカードが書いてございますけれども、いろいろなカードがある中で、カードとしての機能の向上などの拡張性をいかに考えていくかといった問題も出てまいりますので、引き続き制度の運用に当たっては、私どもKHKとしてもそういった観点での拡張性に留意しながら諸事進めてまいりたいと考えておりますので、その点、コメントまで申し上げました。ありがとうございました。

○大谷委員長　ありがとうございます。それでは次に倉田委員、お願いします。

○倉田委員　倉田でございます。よろしく申し上げます。

1点発言させていただきます。資料2の最後、17ページ、LPガス災害対策マニュアルの改訂のところで、SNSなどを活用した連絡手段の複線化が導入されることは大変よいことだと感じました。これを消費者の視点から見ますと、大規模災害ではガスの供給再開ができずに御不便をおかけする状況が続くこともあるかと思えます。消費者にもSNSの利用で地区ごとの供給再開などの状況がスムーズに周知できるようにしていただけたらと思います。供給再開の目安や対応状況が分かることで消費者の不安も軽減されるのではないかと思います。

以上です。

○大谷委員長　ありがとうございます。それでは、笠井委員、お願いします。

○笠井委員　笠井です。

資料2のスライド8についてコメントさせていただきます。ここではQRコードを用いると導入しやすいということはそうだと思うのですが、周知の実効性を高め、安全確保の面で「適合しており」と書いてあるのですが、私としては、本当にそうなのかなあと。意識が高い消費者というのは、CO中毒を防止するというので、QRコードを見て、確かにそこを見ればよりカラフルで分かりやすいものということで実効性高まる場合もあるかもしれませんが、多くの消費者が本当にそういうことをやるかということを思います。これも報告事項で、現状認める方法に追加ですから、コメントになりますけれども、ここは、どうせ配布作業は必ず伴うものでありますし、ここは省かずに、紙でやはり周知するというのもすごく重要なのかなあと思います。たとえそれがすぐ廃棄されるにしても、必要な紙かどうかを見るときに、やはり消費者としては一回目に触れるということがあるので、そのとき記憶に残るということがあるので、コメントですけれども、QRコードだけで本当に消費者に届くかというのは疑問が残るところかなあと思います。

以上です。

○大谷委員長　ありがとうございます。それでは、浅野委員、お願いします。

○浅野委員　災害対応関係のところなのですが、計画案のところ、事前の防災啓発とか地域との防災訓練といった記述の中で、災害ボランティアも対象として入れていただけるといいかなあと思っています。それを踏まえながら、こちらのマニュアルのほうでも、かなり緊急時の早い段階で非常に被害が大きいところに入っていき災害ボランティアも結構います。なので、こうしたマニュアルの中に行政とかいろんな支援関係者等の連携も含めて、どうやって早い段階で事故リスクだとか支援ニーズなどについてしっかり把握して取り組んでいけるかというところも入れていただけるといいのかなあと思いました。

以上です。

○大谷委員長　ありがとうございます。それでは、藤田委員、お願いします。

○藤田委員　藤田です。

先ほどQRコードの件が出ていて、私は、補助的に使うか主として使うかは別として、QRコード自体はとてもいいことだと思います。特に消費者にリーチしやすいという意味でいいと思うのですが、せっかくQRコードで、電子媒体で提供できるようになったので、これはアクセシビリティの問題を解決するのにすごくいい方法だと思うのです。なの

で、例えばやさしい日本語を使うとか、多言語での提案をするとか、あるいは視覚障害の方のために音声ガイドをつけるという、アクセシビリティに配慮した伝え方ができたらいいと思います。

以上です。

○大谷委員長　ありがとうございます。ほか、ございませんでしょうか。

それでは次に小笠原委員、お願いします。

○小笠原委員　私からは2点です。

ガスの主任者の代理者の兼務というところですが、人手不足ということもあって、代理の方が代理者として行うというのは必要なことかなあとと思います。ただ、ちょっと責任の所在とかそういったことが、何かが起こったときに曖昧にならないような決めというの、考えてはいらっしゃると思いますけれども、ぜひお願いしたいと思います。

それからプラスチックカードの件なのですが、これはいろんなところがもう既に行っているということで、更新の有無なんかもあるかと思いますが、プラスチック自体は今ちょっと問題になっている部分もあるので、素材についても、更新の有無によっても耐久性とかあると思うのですが、そういった環境に配慮したものを考えるという視点もあってもいいのではないかなと思いました。

以上です。

○大谷委員長　ありがとうございました。ほかはよろしいでしょうかね。

今のところ御発言求められているのは以上ですので、それでは、いただいた内容について事務局からコメントがありましたらお願いします。

○石津ガス安全室長　事務局から御説明いたします。

まず、全国LPガス協会さんからいただきました意見につきましては、今後こういった制度の運用見直しの実行に関しましてはLPガス販売事業者さんにしていただくことなるのですが、その中で問題となる点につきましては一緒に考えていただければと思っております。また、人材不足の観点の話に関しまして、今後の対策に関して一緒に御議論ができればと考えております。

KHKの加藤委員からいただきました2点に関しましては、まず、③の業務主任者代理者の兼務に関しまして、いただいた意見を踏まえまして包括的に検討してまいりたいと考えております。

プラスチックカードに関しましては、今後の拡張性などに関しまして、KHK様には御

協力をいただきながら進めていきたいと考えております。

倉田委員からいただきましたマニュアルの複線化の話の中で、消費者にも災害対応のSNS情報提供をといたところは新しい、重要な御示唆だと思っております。こちらの点に関しての検討をさせていただきたいと考えます。

笠井委員からいただきました、QRコードだけではちょっと届くのか疑問という点に関しましては、既にホームページ等の掲載も認めているところがございますので、このQRコードというのが一つの手段でありまして、こちらに関しましては認めざるを得ないものではございますけれども、使い方、また紙との併用であったり、そういった部分に関しては引き続き多くの消費者に届くような形で進めていくのが必要と考えております。QRコードだけではなく、様々な方法での周知活動というのを国も含めてやっていく必要があると考えております。

浅野委員からいただきました防災に関する御意見でございますけれども、防災、災害のボランティアに関しましての情報の提供であったりとか、こういった方々の活用を含めた御意見をいただいたと理解しております。また、皆さんに情報が届くような形で情報提供をやってまいりたいと考えております。

あと、藤田委員からいただいたQRコードに関しましては、こちらの方法に関するプラスの御意見をいただいたと認識しております。このQRカードの利用によりデジタル化が進みますと、多言語化や音声ガイドも容易になりますので、こういった方法を活用したものを利用する価値があると考えておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

小笠原委員からいただきました代理者の兼務に関しましての責任の所在でございますが、こちらに関しては、現在も責任者が不在の場合の代理者でございますので、所在等につきましても法令等で規定されているところがございます。プラスチックカードの更新に関しまして、プラスチックの素材に関しても環境に配慮したという言葉をいただきましたので、こちらのほうに関しても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大谷委員長　ありがとうございました。

それでは、基本的には見直しの方向について事務局からの案を御了承いただいたものとさせていただきたいと思ひます。見直しに当たっては、また皆さんの御協力を得ることもあるかと思ひますけれども、よろしくお願ひいたします。

それでは、次の議題に移りたいと思ひます。議題（3）ですね。「2025年度立入検査の

実施状況及び2026年度立入検査の重点事項について」、事務局から資料3に基づいて説明をお願いいたします。

○石津ガス安全室長 資料3の説明をいたします。「2025年度立入検査の実施状況及び2026年度立入検査の重点事項について」です。

まず、本省の2025年度の立入検査につきましては、2025年4月1日～2026年2月28日の間に、11件の事業所に対して立入検査を行っております。

産業保安監督部につきましては、期間は同じでございますが、96事業所に対して立入検査を実施している状況でございます。

重点項目は下の枠の中に書いてあるとおりでございます、下線部分に関して特に重点的に確認を行っているところでございます。

次のページをお願いいたします。2025年度の立入検査の結果でございます。主な指摘と改善すべき事項は記載のとおりでございますが、保安業務に関する点やその他LPガス販売事業者が備える帳簿に幾つか記載の不備があったであるとか、そういった点の指摘を行っているところでございます。

次をお願いします。2026年の立入検査の重点事項でございますが、こちらは、2025年度に実施した指導の内容を踏まえまして、また、近年の事故発生状況や高度化計画における安全高度化指標との比較を踏まえて幾つか追加しているところでございます。

大きな点といたしましては、④のところに質量販売、CO中毒、他工事事故対策等の周知状況というのを加えさせていただいております。こちらに関しましては安全高度化指標において挙げた3点でございます、この周知をLP事業者にも負っていただくということになりますので、こちらの状況についても確認させていただくとともに、LP販売事業者に関しての周知を行う場と考えております。

重点事項の説明については以上でございます。

○大谷委員長 ありがとうございます。本件につきまして御意見、御質問がございましたらお願いします。

よろしいですかね。

それほど変わった内容はないかと思えますけれども、2026年度立入検査の重点事項で今説明のあった質量販売とかCO中毒、他工事事故対策等、こちら辺がちょっと問題なので、これについての周知状況を確認するということになっておりますので、御協力をよろしくお願いしたいと思えます。

特にないようですので、それでは、次の議題に移りたいと思います。議題（４）「その他」について、事務局から何かございますでしょうか。

○石津ガス安全室長　　今回の日程等につきましては、改めて事務局より御連絡させていただきます。

○大谷委員長　　ありがとうございました。もうちょっと予定より時間かかるかなと思っていたのですが、皆さんの御協力によりスムーズに進みまして、ちょっと短めに終わってしまいましたけれども、以上をもちまして予定の議題は全て終了いたしました。活発な御議論をいただきまして、LPの保安についてより皆さんの御理解が進んだかなと。このような形でやっていきますので、御協力いただければと思っているところでございます。

それでは、以上をもちまして本日の会議は終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○浅野委員　　すみません。浅野です。ちょっと一言よろしいでしょうか。

○大谷委員長　　はい。

○浅野委員　　すみません。手短に済ませます。

長年こちらの委員をさせていただいたのですが、本日で終了になります。いろいろお世話になりました。

それで、1点だけ、私、内閣官房のほうの国土強靱化推進会議、つまり、災害対応のために国としてどのような対策を取っていくかという、この国の会議体のほうの委員もやっております。そこで先日、その災害時の避難所をはじめとした重要拠点への切れ目のないエネルギー供給、これを地域ごとに優先度の高い施設というのをきちっと選び出しながら、早期にLPガスも念頭に入れながら設備投資というのをしっかりしてほしいと、こうした提言をさせていただきました。委員は降りますけれども、今後も特に防災との絡みでしっかりLPガスに関して関心を持って、またいろいろ提起をしていきたいと思っております。本当にありがとうございました。

以上です。

○大谷委員長　　御苦労さまでした。

○石津ガス安全室長　　ありがとうございました。

——了——